

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（案）

福島県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 県北地方

(1) 現況

本地方は、県の北部に位置し、阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた盆地の内陸性気候を活かして、北部地域では、果樹や野菜を主体とした都市的・平地農業地域を展開している。

特に、もも、りんご、なし、ぶどう等は福島市、伊達市及び伊達郡を中心に栽培され、全国有数の産地として形成されている。

南部地域では、水稻を中心とした平地農業地域、東部地域では畜産を主体とする中山間農業地域がそれぞれ展開している。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地方は、自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり」の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

2. 県中地方

(1) 現況

本地方は、県の中央に位置し、阿武隈川流域を中心とする平坦地域には日本三大疏水の一つである安積疏水で潤う安積平野が広がっている。また、東部は阿武隈高地、西部は猪苗代湖や奥羽山脈に至る中山間地域となっている。

平坦地域では県内でも有数の稲作地帯である。東部の中山間地域では畜産や園芸作物（野菜・花きなど）を中心とした複合経営による農業が、また、西部では米や園芸作物（きゅうり・トマトなど）を中心とした複合経営による農業が、それぞれ展開されている。農地・農業用施設等については、従来、地域の共同活動により維

持管理されてきた。

しかし、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の困難化、農業用施設等の地域資源の保全管理に対する担い手の負担増が懸念されている。

このため、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理する体制を再度構築する必要がある。

また、特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域を含む本地方の中山間地域等では、傾斜等による生産条件の不利が原因で、農業生産活動の継続が困難となっていることから、平坦地域との生産条件を補正する取組を行うことが求められている。

さらに、本地方の豊かな自然環境を活かし、自然循環機能の維持・増進を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業」の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3. 県南地方

(1) 現況

本地方は、県の南部に位置し、西白河地方と東白川地方に大別される。阿武隈川や久慈川、鮫川の源流域を有する豊かな自然条件を生かすとともに、農道や水路等の土地改良施設の整備により、米やトマト、ブロッコリー、鉢花、スギをはじめとする木材等、様々な農林産物が生産され、首都圏をはじめ県内外の消費地へ出荷されている。

本地方の清らかな源流を守り、次代につなぐ本地方の農林業を実現するため、地域の条件や消費者等の需要を踏まえ、源流の里にふさわしい農林業環境の維持・保全、担い手の育成・確保等が必要となっている。

このため、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理する体制を構築する必要がある。

また、東白川地方は鉢花やこんにゃく栽培、畜産業等が、西白河地方の山沿いは畜産業等が盛んであるが、振興山村地域に指定されるなど、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地方は、自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「清らかな源流を生かし、次代につなぐ県南の農林業」の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

4. 会津地方

(1) 現況

本地方は、県の西北部に位置し、稲作を中心にトマト、キュウリ、アスパラガスなどの野菜類、カスミソウ、トルコギキョウ、ストックなどの花卉類、会津身不知柿、リンゴ、ブドウなどの果樹類などを組み合わせた多様な農業が展開されている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、本地方は平坦地域や高原地域、山間地域と多様な地域が存在し、山間地域は平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地方は自然環境が豊かな地域であり、その自然環境を活かして農産物の生産とブランド化を図っていくため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「地域経済をリードする攻めの農林水産業の展開」の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

5. 南会津地方

(1) 現況

本地方は、県の南西部に位置し、各町村とも農業を基幹産業として発展を目指し

ているが、河川沿いに開けた少ない耕地に加え豪雪地帯のため、土地利用型作物による大規模な経営や冬季における作物栽培が困難な地域であり、主に水稲と夏秋季を中心としたトマトやアスパラガス、りんどう等の園芸作物による零細な複合経営が多く行われている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、水稲やそばの栽培が盛んであるが、特定農山村に指定されるなど中山間地域が多く、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、尾瀬国立公園や只見ユネスコエコパークに代表されるように自然環境が豊かな地域であることから、その環境を維持し次世代へ引き継ぐため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「みんなが輝く園芸産地と交流の郷づくり」の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

6. 相双地方

(1) 現況

本地方は、県の東部に位置し、なだらかな阿武隈高地と太平洋の間に広がる地域で、海岸沿いの平坦地域と、阿武隈高地側の中山間地域の2地域に大別される。

平坦地域では年間をとおして比較的温暖な気候で、冬は日照に恵まれ降雪もほとんどなく、水稲を中心にトマトやニラなどの野菜が生産されており、中山間地域では水稲に加え肉用牛やタラノメの生産など、豊かな自然を生かした複合経営が展開されていた。

東日本大震災では、沿岸部での津波被災に加え、原発事故の放射性物質拡散により広範な地域が避難指示区域となり、いまだに多くの住民が避難を余儀なくされている。

このため、津波被災地域の農業生産基盤の復旧とともに、避難指示区域を中心とした除染を加速化し、営農再開を促進することが最優先課題となっている。

水稲が基幹作物の地域農業の再開、振興を図っていくためには、人・農地プランあるいは経営再開マスタープランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により水路、ため池などの土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、中山間地域では、振興山村地域に指定されるなど、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地方は、自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「震災からの早期復旧と津波及び放射性物質の影響を払拭し、地域再生を図るための地域資源を生かした新たな農林水産業体系の展開」の実現に資するため、地域の営農体制の強化や再構築を図り、営農促進する観点から、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

7. いわき地方

(1) 現況

本地方は、県の南東部に位置し、太平洋に面した年間日照時間が 2,000 時間を超える本県で最も温暖な地域である。温暖な気候に加え、標高差のある土地条件を活かして、平坦地域では米やトマト、いちご、ねぎ、日本なしの栽培、及び施設園芸が、中山間地域では米や肉用牛、シイタケ、さやいんげんなどの栽培が盛んであり、それぞれの地域の特性を活かした農業が展開されている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、経営再開マスタープランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により、特に水稻などの土地利用型作物の安定生産に不可欠となる農道や水路等の土地改良施設の整備と適切な保安全管理に努めることが必要とされている。

また、温暖・多照な気候を活かした園芸作物の産地化を図るために、「サンシャインいわき」のブランド化の推進が必要とされている。

さらに、本地方は、自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地方では、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる「「サンシャインいわき」が育む「森林・大地・海」の恵みを未来へと」の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域は、県内7地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとする。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

市町村の促進計画に基づき、重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

農業者団体等の取組を普及・促進する観点から、推進組織の活用等を定めることとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会の設置

法第3条第3項各号の事業の推進にあたっては、各事業の実施要綱・実施要領に基づき、第三者委員会を設置することとする。

2 推進体制整備並びに関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮に向けて、県と市町村、及び農業団体等は、連絡体制を整備のうえ連携し、法第3条第3項の各号に掲げる事業の推進を図る。

なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業においては、多面的機能支払交付金実施要綱の別紙4の第1の1の規定により、推進組織を設置し推進体制に位置づけることとする。